

食品産業特定技能協議会及び食品産業育成就労協議会

第1回合同運営委員会

議事次第

日時：令和8年6月30日（火）

14：00～15：30

場所：食産部第4、5、6会議室

1 開会

2 挨拶

3 議事

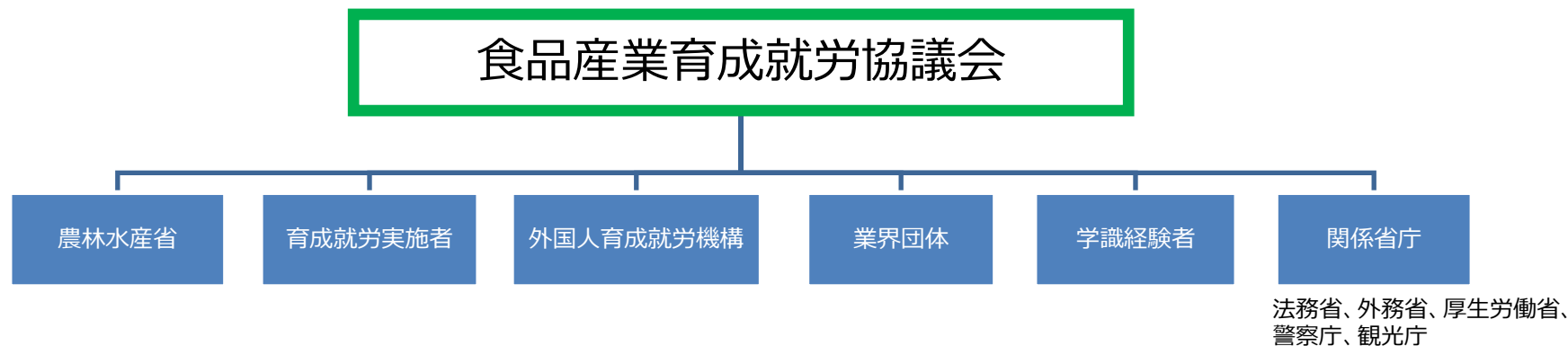
- （1）食品産業育成就労協議会の設置について
- （2）行動規範の制定について
- （3）育成・キャリア形成プログラムの制定について
- （4）その他

4 意見交換

5 閉会

食品産業育成就労協議会の設置について

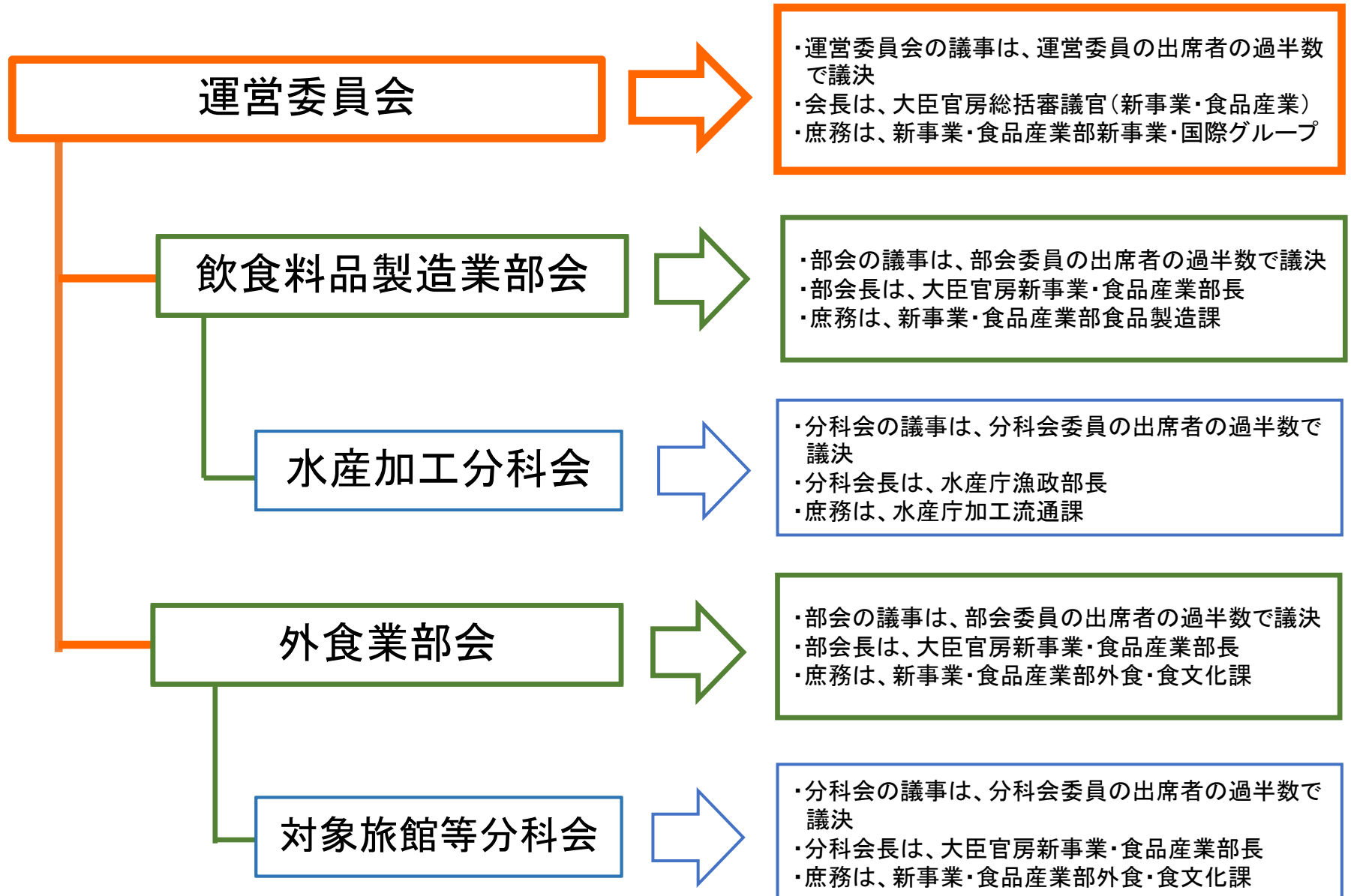
- 育成就労外国人を受け入れようとする事業者は、育成就労産業分野に係る分野別協議会に加入することが必要（育成就労法施行規則第13条第2項第4号）。
- このため、特定技能制度と同様、飲食料品製造業分野及び外食業分野の受入れ事業者及びその業界団体等を構成員とする食品産業育成就労協議会を設立することとする。
- 協議会においては、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な育成就労外国人を受け入れられるよう、制度の趣旨や優良事例の周知、法令遵守の啓発等を行う。



活動内容

- 育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 育成就労実施者等に対する法令遵守の啓発
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足の状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整
- 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議等
- 1年を超える転籍制限期間を設定した育成就労実施者が遵守すべき昇給率の設定・公表 等

食品産業育成就労協議会の運営体制について



食品産業育成就労協議会規約（案）

令和 8 年 月 日

運営委員会決定

（名称）

第 1 条 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（令和 8 年 4 月 30 日付け農林水産省告示第 649 号）第 2 条第 1 号に規定する「飲食料品製造業分野に係る分野別協議会」及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準（令和 8 年 4 月 15 日付け農林水産省告示第 574 号）第 4 号に規定する「外食業分野に係る分野別協議会」の名称は、食品産業育成就労協議会（以下「協議会」という。）とする。

（目的）

第 2 条 協議会は、その構成員が相互の連絡を図ることにより、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図るとともに、飲食料品製造業分野及び外食業分野の実情を踏まえた育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に資する取組について協議を行い、必要な措置を講じることが目的とする。

（活動内容）

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一 育成就労外国人の受入に係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 二 育成就労外国人の受入に係る人権上の問題等への対応策の検討
- 三 育成就労実施者等に対する法令遵守の啓発
- 四 育成就労実施者の倒産時等における育成就労外国人に対する転籍支援（育成就労実施者が育成就労を実施できない場合における情報提供等の必要な協力）
- 五 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 六 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 七 前号を踏まえた育成就労外国人が大都市圏等へ集中することの回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏での新たな育成就労外国人の受入れの自粛要請、大都市圏の育成就労実施者による地方で就労している育成就労外国人の引抜きの自

（肅要請等を含む。）

八 育成就労実施者に対する構成員であることの証明

九 1年を超える転籍制限期間を設定した育成就労実施者が遵守すべき昇給率の設定・公表

十 育成就労外国人及び育成就労実施者に対する、公租公課の納入に係る啓発

十一 その他受入れの円滑かつ適正な実施のために必要な情報、課題等の共有・協議等

（構成員）

第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

一 育成就労実施者（育成就労外国人の雇用を予定している者を含む。）

二 飲食料品製造業者団体

三 外食業者団体

四 宿泊業者団体

五 食品産業に係る団体（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）

六 外国人育成就労機構（設立前にあつては外国人技能実習機構）

七 出入国在留管理庁

八 外務省

九 厚生労働省

十 警察庁

十一 観光庁

十二 農林水産省

十三 学識経験者

十四 その他協議会が必要と認める者

2 前項第一号に掲げる構成員は、育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書（別紙様式）を協議会に提出する。

3 新たに構成員となろうとする者は、次条に規定する会長の承認を得て構成員となる。

4 農林水産省は構成員の名簿を農林水産省ホームページにおいて公表できるものとする。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

2 会長は、農林水産省大臣官房総括審議官とする。

- 3 会長は、協議会を代表し運営を統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

(副会長)

第6条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(運営委員会)

第7条 協議会の円滑な業務執行を図るため、協議会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第3条に掲げる活動及び運営上の重要事項（次条に掲げる部会で議決される事項を除く。）を議決する。
- 3 運営委員会は、原則として概ね3ヶ月に1回開催する。
- 4 運営委員会は、第4条第1項に掲げる者のうち、会長が指名する者（以下「運営委員」という。）をもって構成し、協議会が定める事項について審議し、及び決定する。
- 5 運営委員会は、会長が招集し、及びその議長となる。
- 6 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 運営委員会の議事は、運営委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて、運営委員会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 やむを得ない理由のため、運営委員会の会議に出席できない運営委員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する運営委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第6項及び第7項の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。
- 10 会長は、運営委員会を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、運営委員会の会議に付議すべき事案を記載した書面を運営委員に回付し、その賛否を問うことにより運営委員会の会議に代えることができる。

(部会)

第8条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、部会に部会長を置き、当該部会長は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	部会長
飲食料品製造業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら飲食料品製造業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長
外食業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら外食業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長

- 2 前項の表に掲げる部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会長は当該部会の事務を掌理する。
- 4 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 6 部会の議事は、部会の委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 7 運営委員会は、部会の議決をもって運営委員会の議決とすることができる。ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するときなど運営委員会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 8 部会の議決内容は、運営委員会に報告を行うこととする。

(分科会)

第9条 飲食料品製造業部会に、次の表の左欄に掲げる水産加工分科会を、外食業部会に、次の表の左欄に掲げる対象旅館等分科会を置く。これらの分科会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、各分科会に分科会長を置き、当該分科会長は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	分科会長
水産加工分科会	1 前条の表に規定する飲食料品製造業部会の活動のうち、水産加工業特有の事情を勘案した地方の水産加工業から大都市にある他の水産加工業への移動を防ぐための各種活動 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善に関する飲食料品製造業部会への上申	水産庁漁政部長
対象旅館等分科会	1 前条の表に規定する外食業部会の活動のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待を防ぐための以下の活動 ① 宿泊業界の接待防止マニュアルの作成 ② 育成就労実施者への各種法令及び誓約内容遵守の周知 ③ 法令・誓約書等に違反した場合の対応等 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善・除名に関する外食業部会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長

- 2 前項の表に掲げる分科会に属すべき委員は、部会長が指名する。
- 3 分科会長は当該分科会の事務を掌理する。
- 4 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 分科会の議事は、分科会の委員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
- 6 部会は、部会長が認める場合には、分科会の議決をもって部会の議決とすることができる。
- 7 第1項に掲げる分科会の他、部会は必要に応じて分科会を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課、同部食品流通課、同部外食・食文化課、同省畜産局食肉鶏卵課及び水産庁漁政部加工流通課の協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部新事業・食品産業政策課が行う。

- 2 事務局は、概ね3ヶ月に1回書面又はメール等により、会員に対して協議会の運営に係る事項等を報告する。
- 3 飲食料品製造業部会の事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課の協力を得て、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課が、外食業部会及び対象旅館等分科会の事務は、同部外食・食文化課が、それぞれ行うこととする。
- 4 水産加工分科会の事務は、水産庁漁政部加工流通課が行う。

(議事の公開等)

第11条 会議は、原則として非公開とするが、会議資料及び議事要旨は、原則として公表する。

(規約の変更等)

第12条 本規約の変更は、運営委員会の議決により行うものとする。

- 2 本規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、運営委員会が定める。

(別紙様式)

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた
行動規範に係る誓約書

食品産業育成就労協議会会長殿

記

当社（事業所）は、貴協議会が定めた「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」（以下「行動規範」という。）を確認し、その内容を十分に理解しました。

育成就労外国人を受け入れるに当たっては、行動規範に従い、記載事項を遵守することを誓約いたします。

万が一、行動規範に違反する行為を行ったことにより協議会から除名処分を受けた場合には、当該処分を厳粛に受け止め、異議を申し立てることはありません。

作成日 年 月 日

育成就労実施者

(企業名)

(事業所名)

代表者

(役職)

(氏名)

以上

食品産業育成就労協議会入会規程（案）

令和 8 年 月 日
運営委員会決定

食品産業育成就労協議会規約第 12 条の規定に基づき、食品産業育成就労協議会入会規程を次のように定める。

（入会基準）

第 1 条 食品産業育成就労協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、食品産業育成就労協議会規約（以下「規約」という。）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

2 飲食料品製造業分野における育成就労外国人を受け入れようとする構成員は、育成就労を行わせる事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次のいずれかに掲げるものを主として行っているものでなければならない。

一 中分類 0 9 食料品製造業

二 小分類 1 0 1 清涼飲料製造業

三 小分類 1 0 3 茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く。）

四 小分類 1 0 4 製氷業

五 小分類 5 8 3 食肉小売業（食料品製造を行うものに限る。）

六 細分類 5 6 2 1 総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）

七 細分類 5 8 1 1 食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）

八 細分類 5 8 6 1 菓子小売業（製造小売）

九 細分類 5 8 6 3 パン小売業（製造小売）

十 細分類 5 8 9 6 豆腐・かまぼこ等加工食品小売業（豆腐・かまぼこ等加工食品の製造を行うものに限る。）

3 外食業分野における育成就労外国人を受け入れようとする構成員は、次のいずれにも該当しているものでなければならない。

一 次に掲げる営業所において育成就労外国人を業務に従事させないこととしてしていること

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営

業の営業所（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可を受けた者が営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第 3 条第 1 項の許可（風営法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業に係るものを除く。）

ロ 風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業の営業所

二 育成就労外国人に、接待（風営法第 2 条第 3 項に規定する接待をいう。）を行わせないこととしていること

（加入手続）

第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における育成就労実施者になろうとする者は、協議会の構成員になるため、農林水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入し、協議会事務局に入会の申込みを行うものとする。

2 前項において、入会の申込みを行う者の事業所が、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、主として総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）又は食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）を行っている場合は、別紙 1 の誓約書を提出するものとする。

3 第 1 項において、入会の申込みを行う者が、旅館業法第 3 条第 1 項の許可（旅館・ホテル営業の許可に限る。）を受けた者が営む同法第 2 条第 2 項に規定する旅館・ホテル営業に係る施設に設けられた営業所であって、風営法第 3 条第 1 項の許可（風営法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する風俗営業の種別に係るものに限る。）を受けて営んでいる風俗営業の営業所（以下「対象旅館等」という。）である場合は、接待防止マニュアル及び別紙 2 の誓約書を提出するものとする。

4 第 1 項において、入会の申込みを行う者が、水産加工業の業務区分で育成就労外国人を受け入れる場合は、別紙 3 の 1 の誓約書を提出するものとする。

また、育成就労外国人と雇用契約を締結するに当たっては、別紙 3 の 2 を参考に「水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針」及び「同意書」を作成し、その内容について丁寧に説明した上で、同意書を取り交わすものとする。

5 第 1 項において、入会の申込みを行う者が、1 年を超える転籍制限期間を設定する場合は、別紙 4 の誓約書を提出するものとする。

(資格確認)

第3条 協議会事務局は、前条の申込みを受けた場合には、規約第4条第2項に定める「育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書」その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。この場合において、協議会事務局は、構成員であることの要件を満たすことを確認するために必要と認めるときは、当該申込みを行った者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

2 協議会事務局は、協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、規約第4条第3項の承認を得たものとして、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書（別紙5）を発行する。

(証明書の再交付)

第4条 第2条第1項の構成員は、証明書を失ったときは、証明書再交付申請書（別紙6）を事務局へ送付する。

2 協議会事務局は、前項の再交付申請を行った者が協議会の構成員であること及び協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認した場合には、当該申請を行った者に対し、協議会の構成員であることの証明書（別紙5）を再発行する。

3 前項において、協議会事務局は、構成員であることの要件を満たすことを確認するために必要と認めるときは、当該再交付申請を行った者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(変更手続)

第5条 第2条第1項の構成員は、第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、すみやかに変更届出書（別紙7）を事務局へ送付する。

2 前項の場合において、変更に係る事項が育成就労外国人の活動する事業所の行う産業に係るものであって、変更後の産業が総合スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）又は食料品スーパーマーケット（食料品製造を行うものに限る。）となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、別紙1の誓約書を提出するものとする。

3 第1項の場合において、変更に係る事項が育成就労外国人の活動する事業所に係るものであって、変更後の事業所が対象旅館等となる場合にあっては、当該活動を開始する前に、接待防止マニュアル及び別紙2の誓約書を提出するものとする。

4 第1項の場合において、変更に係る事項が飲食料品製造業分野における

業務区分に係るものであって、変更後の業務区分が水産加工業となる場合にあっては、当該業務区分により育成就労外国人を受け入れる前に別紙 3 の 1 の誓約書を提出するものとする。

また、育成就労外国人と雇用契約を締結するに当たっては、別紙 3 の 2 を参考に「水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針」及び「同意書」を作成し、その内容について丁寧に説明した上で、同意書を取り交わすものとする。

- 5 第 1 項の場合において、変更に係る事項が育成就労外国人の転籍制限期間に係るものであって、変更後の転籍制限期間が 1 年を超える場合にあっては、当該変更後直ちに別紙 5 の誓約書を提出するものとする。

（退会手続）

第 6 条 第 2 条第 1 項の構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における育成就労実施者でなくなり、当該分野における育成就労外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書（別紙 8）を事務局へ送付するとともに、証明書を破棄する。

- 2 第 2 条第 1 項の構成員が前条の変更届出を行わず、又は当該構成員と連絡が取れない場合には、協議会事務局は、当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

- 3 前項において、協議会を退会したものとみなされた構成員が、前条の変更届出を行い、又は連絡が取れる状況になったときは、協議会事務局は、協議会の構成員としての地位を回復させることができる。

- 4 第 1 項及び第 2 項において、第 2 条第 1 項の構成員が退会した場合（退会したとみなされた場合を含む。）及び前項において、協議会を退会したものとみなされた構成員が当該構成員としての地位を回復した場合は、協議会事務局は、その旨を外国人育成就労機構に報告するものとする。

（除名）

第 7 条 協議会は、協議会の構成員である育成就労実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該構成員を除名することができる。

- 一 各種法令、規約又は入会時の誓約内容に違反したとき
- 二 協議会に対する協力を怠ったとき
- 三 協議会の運営を妨げる行為又は協議会の信用を失わせると認められる行為をしたとき
- 四 第 1 条の入会基準を満たさなくなったとき
- 五 協議会において協議が整った事項に関する措置を講じなかったとき

- 2 協議会は、除名を行った場合には、除名措置を行ったことを公表するものとする。
- 3 協議会は、除名されたことがある者からの入会の申込みについて、第3条第2項の規定に関わらず、入会を認めないことができる。

(報告)

第8条 協議会は、構成員に対して除名措置を行ったときは、外国人育成就労機構に報告するものとする。

附 則

本規程は、令和8年 月 日から施行する。

(別紙 1)

総合スーパーマーケット又は食料品スーパーマーケットにおける 育成就労外国人の従事する業務に関する誓約書

食品産業育成就労協議会長 殿

育成就労実施者

名称

住所

代表者

記

飲食料品製造業分野における育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 育成就労外国人に対し、「飲食料品製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」第三４（１）及び「特定の分野に係る育成就労制度運用要領－飲食料品製造業分野の基準について－」第１に定める業務に従事させることとし、販売業務には従事させないこと。
- 2 上記１の誓約事項に反することが確認された場合は、本入会規程第７条の適用を受けるものと理解していること。

年 月 日

作成責任者 _____

(別紙 2)

対象旅館等における育成就労外国人の受入れに関する誓約書

食品産業育成就労協議会長殿

育成就労実施者

名称

住所

代表者

記

外食業分野における育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 育成就労外国人に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 3 項に規定する接待を行わせないこと。
- 2 育成就労外国人を受け入れる際は、接待を行わせないための必要な措置として、次のいずれの措置も講ずること。
 - ① 育成就労外国人からの相談体制の整備を行うこと。
 - ② 当該育成就労外国人に対し、自らが作成するマニュアル（接待防止マニュアル）により、風営法第 2 条第 3 項に規定する接待の防止に関する説明を行うこと。
- 3 農林水産省が観光庁と連携して行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 4 上記 1 ～ 3 の誓約事項に反することが確認された場合は、本入会規程第 7 条の適用を受けるものと理解していること。

年 月 日

作成責任者_____

(別紙 3 の 1)

水産加工業の業務区分における育成就労外国人の受入れ に関する誓約書

食品産業育成就労協議会長殿

育成就労実施者

名称

住所

代表者

記

水産加工業の業務区分において育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 水産加工業業務区分で育成就労外国人を受け入れる際は、雇用契約の締結時に「水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針」及び「同意書」の内容について丁寧に説明し、同意を得ること。
- 2 上記 1 の誓約事項に反する（説明を十分に行わず、同意を得ないまま雇用した）ことが確認された場合は、本入会規程第 7 条の適用を受けるものと理解していること。

年 月 日

作成責任者_____

(別紙 3 の 2)

水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針（参考例）

当社は、飲食料品製造業分野のうち水産加工業の業務区分における育成就労外国人の受入れに当たり、下記の方針で当該区分の専門人材を育成します。

記

第 1 条 専門人材の育成について

水産加工業は、フードバリューチェーン上、生産と食品製造をつなぐ役割を担っています。育成就労外国人の方には、今後、我が国の水産加工業において担い手として働き続けていただき、水産加工業の専門人材になっていただくため、専門的な技術の修得を目指していただきます。

第 2 条 採用後のキャリアパスについて

育成就労外国人として当社との雇用契約に基づく活動を行う際は、安全・衛生管理に関する知識を深め、指導者の指示や自らの判断のもと、水産加工工程の作業において即戦力となれる技能を修得していただきます。

なお、1 号特定技能外国人として就労する際は、指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、水産加工工程の作業に従事する業務を行っていただくこととなります。

おって、2 号特定技能外国人として就労する際は、複数の技能者を指導しながら、水産加工の作業に従事し、工程を管理する業務を行っていただくこととなります。

第 3 条 待遇について

当社では、水産加工業の専門人材を育成するため、水産加工育成就労評価試験（専門級）及び技能検定 3 級（水産練り製品製造）に合格した方に対しては、技能修得レベルに基づいた待遇となるよう努めることとしています。当該試験等の合格を目指して業務に励んでいただくこととなります。

育成就労実施者

(住所)

(氏名) ○○ ○○

同意書（参考例）

育成就労実施者

○○ ○○ 殿

私は、上記「水産加工業の業務区分における育成就労外国人の育成方針」及び下記について説明を受け、その内容について理解した上で、貴社と雇用契約を締結することに同意します。

転籍について

水産加工業の業務区分における育成就労外国人の方は、水産加工業の業務区分内であれば転籍は可能です。同じ飲食料品製造業分野でも、飲食料品製造業の業務区分への転籍はできません。

年 月 日
(自署)

育成就労外国人の昇給に関する誓約書

食品産業育成就労協議会長殿

育成就労実施者

名称

住所

代表者

記

育成就労外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

- 1 在籍する育成就労外国人の所定内賃金を、1年目から2年目にかけて、協議会が設定・公表する昇給率以上の割合によって昇給させること。
- 2 農林水産省又は食品産業育成就労協議会（農林水産省又は食品産業育成就労協議会から委託を受けた者を含む。）が行う賃金、給与等の調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- 3 上記1及び2の誓約事項に反することが確認された場合は、本入会規程第7条の適用を受けるものと理解していること。

年 月 日

作成責任者_____

(別紙 5)

年 月 日

殿

食品産業育成就労協議会長

食品産業育成就労協議会加入証明書

入会申込みがあった食品産業育成就労協議会について、食品産業育成就労協議会入会規程第 3 条の規定に基づき確認したので、下記のとおり証明します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

(別紙 6)

年 月 日

食品産業育成就労協議会事務局 殿

協議会構成員の名称
代表者

食品産業育成就労協議会証明書再交付申請書

食品産業育成就労協議会入会規程第 4 条の規定に基づき、食品産業育成就労協議会加入証明書の再交付を申請します。

記

- 1 協議会構成員の名称
- 2 住所
- 3 代表者

(別紙 7)

年 月 日

食品産業育成就労協議会事務局 殿

協議会構成員の名称

住所

代表者

食品産業育成就労協議会変更届出書

食品産業育成就労協議会入会規程第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(変更内容)

変更事項	変更後	変更前	変更が生じた日	変更事由

(別紙 8)

年 月 日

食品産業育成就労協議会事務局 殿

協議会構成員の名称
代表者

食品産業育成就労協議会退会届出書

食品産業育成就労協議会入会規程第 6 条の規定に基づき、食品産業育成就労協議会を退会しますので、食品産業育成就労協議会加入証明書（食品産業育成就労協議会変更通知書）を添えて下記のとおり届出します。

記

- 1 協議会構成員番号
- 2 協議会構成員の名称
- 3 住所
- 4 代表者

行動規範について



○政府の有識者会議（※）において、委員から「分野別協議会が、受入れ機関等の構成員へのチェック機能を適切に果たせるように機能強化を図るべき」との意見が出されたことを受け、各分野別協議会において法令遵守を含む遵守事項（行動規範等）を策定し、各構成員に遵守を求めることとされた。

（※特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議）

○これを受けて、各分野別協議会では特定技能外国人及び育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を策定予定。飲食料品製造業分野及び外食業分野においては、両協議会の規約・入会規程において、特定技能所属機関及び育成就労実施者に対し行動規範を遵守する旨の誓約書の提出を義務付け。

行動規範の主な内容

【特定技能・育成就労に共通の事項】

- ・出入国管理関係法令や労働関係法令等の遵守、人権尊重、適正な雇用環境の確保
- ・生産性向上や国内人材確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む）の推進
- ・飲食料品製造業・外食業の健全な発展や地域における共生社会の実現への貢献
- ・法令や社会生活上のルール等の遵守に向けた指導、相談対応及び助言の実施
- ・差別的な取扱いやハラスメントがない就労環境の確保
- ・特定技能外国人及び育成就労外国人の適切なキャリアアップへの支援

【育成就労に特有の事項】

- ・転籍制限期間1年を目指すための取組（人材育成上の懸念の解消等）への協力
- ・協議会が定める昇給率以上の割合での昇給の実施（転籍制限期間が1年の場合を除く）

特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）

食品産業特定技能協議会 運営委員会決議

本協議会は、規約及び入会規程並びに本行動規範の遵守を事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関に強く求めるとともに、これに違反する事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 飲食料品製造業分野及び外食業分野における特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能外国人の受入れに当たり、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、特定技能外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 事業者団体及び特定技能所属機関は、特定技能制度の意義を理解し、特定技能外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、飲食料品製造業及び外食業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能制度への理解を深め、特定技能外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、特定技能外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。
7. 特定技能所属機関は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、特定技能外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能外国人が外国人であることを理由と

して差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。

9. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。
10. 特定技能所属機関は、特定技能外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、技能と経験に見合った適切な処遇を確保する。
11. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる特定技能外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、農林水産省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、特定技能外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 特定技能所属機関及び登録支援機関は、特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするため、本協議会が行う取組に協力する。
14. 特定技能所属機関は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
15. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、規約若しくは入会規程又は本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。
16. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、食品産業特定技能協議会運営委員会において協議が調った事項に関する措置を講ずる。
17. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、食品産業特定技能協議会（食品産業特定技能協議会から委託を受けた者を含む。）に対し、必要な協力を行う。
18. 事業者団体、特定技能所属機関及び登録支援機関は、飲食料品製造業分野及び外食業分野における特定技能外国人の受入れに関し、農林水産省（農林水産省から委託を受けた者を含む。）が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他の業務に対して必要な協力を行う。

育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範（案）

食品産業育成就労協議会 運営委員会決議

本協議会は、規約及び入会規程並びに本行動規範の遵守を事業者団体及び育成就労実施者に強く求めるとともに、これに違反する事業者団体及び育成就労実施者に対しては、本協議会からの除名を含め厳正に対処し、もって本分野における円滑かつ適正な外国人の受入れを実現する。

1. 飲食料品製造業分野及び外食業分野における育成就労外国人の円滑かつ適正な受入れを実現するため、当該分野の事業者団体及び育成就労実施者は、ここで定める行動規範を遵守する。
2. 事業者団体及び育成就労実施者は、育成就労外国人の受入れに当たり、育成就労関係法令のほか、出入国管理関係法令、労働関係法令、社会保険関連法令等を遵守するとともに、育成就労外国人の人権を尊重し、適正な雇用環境の確保を推進する。
3. 事業者団体及び育成就労実施者は、育成就労制度の意義を理解し、育成就労外国人受入れの前提として、生産性向上のための取組や国内人材の確保のための取組（処遇改善や安全衛生対策を含む。）を推進する。
4. 事業者団体及び育成就労実施者は、育成就労外国人との相互理解を深め、それぞれの文化や慣習を尊重し、飲食料品製造業及び外食業の健全な発展や、地域における共生社会の実現に貢献する。
5. 事業者団体及び育成就労実施者は、悪質な仲介事業者（ブローカー）及び反社会的勢力との関係遮断を徹底する。
6. 育成就労実施者は、育成就労制度への理解を深め、育成就労外国人が法令や社会生活上のルール等を遵守して本邦に在留できるよう指導、相談対応及び助言を行う。この際、「やさしい日本語」を用いるなど、育成就労外国人と適切なコミュニケーションを図るように努める。
7. 育成就労実施者は、自ら納付すべき公租公課を適切に支払うとともに、育成就労外国人が納付すべき公租公課を適切に支払うよう指導する。
8. 育成就労実施者は、育成就労外国人が外国人であることを理由として差別的な取扱いを受けない就労環境を確保する。
9. 育成就労実施者は、暴力、暴言、いじめ及びハラスメントがない就労環境を確保する。

10. 育成就労実施者は、育成就労外国人に対し、雇用期間や技能の習熟等に応じて昇給を行うこと等により、適切な処遇を確保する。
11. 育成就労実施者は、労働安全衛生の重要性を理解し、文化及び言語が異なる育成就労外国人の背景事情を踏まえた適切な労働安全衛生教育及び労働安全衛生管理を行うことにより、労働災害の防止に努める。
12. 育成就労実施者は、育成就労計画に沿って計画的な育成・評価を行うとともに、農林水産省が関係業界等と協働して策定する育成・キャリア形成プログラムを参照し、技能修得や資格取得を促すなど、育成就労外国人が適切にキャリアアップできるように努める。
13. 事業者団体及び育成就労実施者は、人材育成上の懸念の解消に努めるなど、飲食料品製造業分野及び外食業分野において転籍制限期間1年を目指すための取組に協力する。
14. 育成就労実施者は、転籍制限期間を1年とする場合を除き、在籍する育成就労外国人の所定内賃金を1年目から2年目にかけて、本協議会において定める昇給率以上の割合によって昇給させる。
15. 育成就労実施者は、育成就労外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするため、本協議会が行う取組に協力する。
16. 育成就労実施者は、本協議会の構成員資格に係る基準に適合しないこととなったときは、その旨を本協議会に報告する。
17. 事業者団体及び育成就労実施者は、規約若しくは入会規程又は本行動規範に違反する事案を把握したときは、必要な措置を講じるとともに、当該事案について本協議会に報告する。
18. 事業者団体及び育成就労実施者は、食品産業育成就労協議会運営委員会において協議が調った事項に関する措置を講ずる。
19. 事業者団体及び育成就労実施者は、食品産業育成就労協議会（食品産業育成就労協議会から委託を受けた者を含む。）に対し、必要な協力を行う。
20. 事業者団体及び育成就労実施者は、飲食料品製造業分野及び外食業分野における育成就労外国人の受入れに関し、農林水産省（農林水産省から委託を受けた者を含む。）が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他の業務に対して必要な協力を行う。

食品産業特定技能協議会規約 新旧対照表（案）

改正後	現行
食品産業特定技能協議会規約 平成 31 年 3 月 29 日 (令和 3 年 8 月 16 日一部改正) (令和 7 年 5 月 30 日一部改正) <u>(令和 8 年〇月〇日一部改正)</u> 運営委員会決定 (名称) 第 1 条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準(平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 526 号) 第 3 条第 1 号に規定する「<u>飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会</u>」及び<u>出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき</u>外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 527 号) 第 2 条第 4 号に規定する「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」の名称は、食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。 (目的) 第 2 条 （略） (活動内容) 第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。	食品産業特定技能協議会規約 平成 31 年 3 月 29 日 (令和 3 年 8 月 16 日一部改正) (令和 7 年 5 月 30 日一部改正) 運営委員会決定 (名称) 第 1 条 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（<u>平成 2 年法務省令第 16 号</u>）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（<u>平成 31 年法務省令第 5 号</u>）第 2 条第 1 項第 13 号及び第 2 項第 7 号の規定に基づき <u>定める</u>飲食料品製造業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 526 号) 第 3 条に規定する「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」及び外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成 31 年 3 月 15 日付け農林水産省告示第 527 号) 第 2 条に規定する「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会」の名称は、食品産業特定技能協議会（以下「協議会」という。）とする。 (目的) 第 2 条 （略） (活動内容) 第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

改正後	現行
一 （略） 二 特定技能外国人の受入に係る人権上の問題等への対応策の検討 三～八 （略） 九 特定技能外国人及び特定技能所属機関に対する、公租公課の納入に係る啓発 十 その他受入れの円滑かつ適正な実施のために必要な情報、課題等の共有・協議等 （構成員） 第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一～六 （略） 七 出入国在留管理庁 八～十四 （略） 2 前項第一号に掲げる構成員は、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書（別紙様式）を協議会に提出する。 3、4 （略） （会長） 第5条 （略） （副会長） 第6条 （略） （運営委員会） 第7条 （略） 2、3 （略） 4 運営委員会は、第4条第1項に掲げる者のうち、会長が指名する者（以下「運営委員」という。）をもって構成し、協議会が定める事項について審議し、及び決定する。 5～10 （略）	一 （略） 二 特定技能外国人の受入に係る人権上の問題等への対応 三～八 （略） 九 受入れの円滑かつ適正な実施のために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等 （構成員） 第4条 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。 一～六 （略） 七 法務省 八～十四 （略） 2 前項第一号に掲げる構成員は、特定技能雇用契約に係る届出書の写しを協議会に提出する（契約を変更した場合も同様とする。）。 3、4 （略） （会長） 第5条 （略） （副会長） 第6条 （略） （運営委員会） 第7条 （略） 2、3 （略） 4 運営委員会は、第4条第1項に掲げる者のうち、会長が指名する者をもって構成し、協議会が定める事項について審議し、及び決定する。 5～10 （略）

改正後

(部会)

第8条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、部会に部会長を置き、当該部会長は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	部会長
飲食料品製造業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら飲食料品製造業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長
外食業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら外食業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	<u>大臣官房新事業・食品産業部長</u>

2～8 (略)

(分科会)

第9条 飲食料品製造業部会に、次の表の左欄に掲げる水産加工分科会、外食業部会に、次の表の左欄に掲げる対象旅館等分科会を置く。これらの分科会の所掌事務は、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、各分科会に分科会長を置き、当該分科会長は同表の右欄に掲げる者とする。

現行

(部会)

第8条 協議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、協議会の所掌事務のうち、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、部会に部会長を置き、当該部会長は同表の右欄に掲げる者とする。

名称	所掌事務	部会長
飲食料品製造業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら飲食料品製造業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	大臣官房新事業・食品産業部長
外食業部会	1 第3条に規定する活動のうち、専ら外食業に係る事項に関する各種活動 2 1の活動で得られた事実、決定事項についての協議会への上申	<u>大臣官房審議官（兼輸出・国際局・新事業・食品産業）</u>

2～8 (略)

(分科会)

第9条 飲食料品製造業部会に、次の表の左欄に掲げる水産加工分科会、外食業部会に、次の表の左欄に掲げる対象旅館等分科会を置く。これらの分科会の所掌事務は、それぞれの部会の所掌事務のうち、同表の中欄に掲げるとおりとする。また、各分科会に分科会長を置き、当該分科会長は同表の右欄に掲げる者とする。

改正後			現行		
名称	所掌事務	分科会長	名称	所掌事務	分科会長
水産加工分科会	1 前条の表に規定する飲食料品製造業部会の活動のうち、水産加工業特有の事情を勘案した<u>地方の水産加工業</u>から大都市にある他の<u>水産加工業</u>への移動を防ぐための各種活動 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善に関する飲食料品製造業部会への上申	水産庁 漁政部長	水産加工分科会	1 前条の表に規定する飲食料品製造業部会の活動のうち、水産加工業特有の事情を勘案した水産加工業から大都市にある他の<u>飲食料品製造業</u>への移動を防ぐための各種活動 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善に関する飲食料品製造業部会への上申	水産庁 漁政部長
対象旅館等分科会	1 前条の表に規定する外食業部会の活動のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待を防ぐための以下の活動 ① 宿泊業界の接待防止マニュアルの作成 ② 特定技能所属機関への各種法令及び誓約内容遵守の周知 ③ <u>法令・誓約書等に違反した場合の対応等</u> 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善・除名に関する外食業部会への上申	大臣官房 新事業・ 食品産業 部長	対象旅館等分科会	1 前条の表に規定する外食業部会の活動のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待を防ぐための以下の活動 ① 宿泊業界の接待防止マニュアルの作成 ② 特定技能所属機関への各種法令及び誓約内容遵守の周知 ③ <u>人手不足の状況及び経済情勢の変化に関する情報の把握・分析</u> ④ <u>法令・誓約書等に違反した場合の対応等</u> 2 1の活動で得られた事実に基づく、改善・除名に関する外食業部会への上申	大臣官房 新事業・ 食品産業 部長

改正後	現行
2～5（略） 6 <u>部会</u>は、部会長が認める場合には、分科会の議決をもって部会の議決とすることができる。 7 （略） （事務局） 第10条 （略） （議事の公開等） 第11条 （略） （規約等の変更） 第12条 （略）	2～5（略） 6 <u>分科会</u>は、部会長が認める場合には、分科会の議決をもって部会の議決とすることができる。 7 （略） （事務局） 第10条 （略） （議事の公開等） 第11条 （略） （規約等の変更） 第12条 （略）

改正後	現行
(別紙様式) 特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた 行動規範に係る誓約書 食品産業特定技能協議会会長殿 記 当社（事業所）は、貴協議会が定めた「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範」（以下「行動規範」という。）を確認し、その内容を十分に理解しました。 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、行動規範に従い、記載事項を遵守することを誓約いたします。 万が一、行動規範に違反する行為を行ったことにより協議会から除名処分を受けた場合には、当該処分を厳粛に受け止め、異議を申し立てることはありません。 作成日 年 月 日 特定技能所属機関 (企業名) (事業所名) 代表者 (役職) (氏名) 以上	

食品産業特定技能協議会入会規程 新旧対照表（案）

改正後	現行
食品産業特定技能協議会入会規程 平成 31 年 3 月 29 日運営委員会決定 令和 6 年 7 月 23 日一部改正 令和 7 年 5 月 30 日一部改正 <u>令和 8 年〇月〇日一部改正</u> （入会基準） 第 1 条 （略） （加入手続き） 第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「受入機関」という。）は協議会の構成員になるため、農振水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、<u>協議会事務局</u>に入会の申込みを行うものとする。 2 ～ 4 （略） （資格確認） 第 3 条 <u>協議会事務局は、受入機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領において定める「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第 1 3 - 1 号又は 1 3 - 2 号）の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式 1 4 - 1 号又は 1 4 - 2）の写し」及び</u>	食品産業特定技能協議会入会規程 平成 31 年 3 月 29 日運営委員会決定 令和 6 年 7 月 23 日一部改正 令和 7 年 5 月 30 日一部改正 （入会基準） 第 1 条（略） （加入手続き） 第 2 条 飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「受入機関」という。）は協議会の構成員になるため、農振水産省のホームページ内の申込みフォームに必要事項を記入の上、入会の申込みを行うものとする。 2 ～ 4 （略） （資格確認） 第 3 条 受入機関又は登録支援機関からの前条の申込みを受けた場合には、事務局は、必要に応じて、「特定技能雇用契約に係る届出書の写し」、「飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」又は「外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書の写し」その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。

改正後	現行
<u>規約第4条第2項に定める「特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れの実現に向けた行動規範を遵守する旨の誓約書」</u>その他必要な書類の提出を受け、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。 2 <u>協議会事務局は、協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、規約第4条第3項の承認を得たものとして、当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。</u> (証明書の再交付) 第4条 (略) 2 <u>協議会事務局は、前項の再交付申請を行った者が協議会の構成員であることを確認した場合には、当該申請を行った者に対し、協議会の構成員であることの証明書を再発行する。</u> (変更手続) 第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、<u>すみやかに</u>変更届け出書を事務局へ送付する。 2、3 (略) (退会手続) 第6条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関でなくなり、当該分野における特定技能外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を	2 協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、<u>事務局は</u>当該申込みを行った者が協議会の構成員であることの証明書を発行する。 (証明書の再交付) 第4条 (略) (変更手続) 第5条 第2条の入会の申込みに係る内容に変更が生じた場合には、構成員は、変更届け出書を事務局へ送付する。 2、3 (略) (退会手続) 第6条 構成員は、飲食料品製造業分野又は外食業分野における特定技能所属機関でなくなり、当該分野における特定技能外国人の受入れ予定がない場合は、退会届出書を事務局へ送付するとともに、証明書を

改正後	現行
<u>破棄</u>する。 2 (略) 3 前項において、協議会を退会したものとみなされた構成員が、前条の変更届出を行い、又は連絡が取れる状況になったときは、協議会事務局は、協議会の構成員としての地位を回復させることができる。 (除名) 第7条 協議会は、協議会の構成員である特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。 一～三 (略) <u>四 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じなかったとき</u> 2、3 (略) (報告) 第8条 (略) 附 則 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本規程は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。 附 則 <u>本規定は、令和 8 年〇月〇日から施行する。</u>	<u>返却</u>する。 2 (略) (除名) 第7条 協議会は、協議会の構成員である特定技能所属機関又は登録支援機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該機関を構成員から除名することができる。 一～三 (略) 2、3 (略) (報告) 第8条 (略) 附 則 本規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則 本規程は、令和 7 年 5 月 30 日から施行する。

育成・キャリア形成プログラムについて

○政府の有識者会議の最終報告書（※）において、技能実習制度の見直しに当たっては、技能・知識を段階的に向上させその結果を客観的に確認できる仕組みを設けることでキャリアパスを明確化し、特定技能制度への円滑な移行を図ることとされた。（※R5. 11. 30技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書）

○分野別運用方針において以下を規定。

- ・ 分野ごとに農林水産省が関係業界等と協働して育成就労、特定技能 1 号及び特定技能 2 号に係る「育成・キャリア形成プログラム」を策定すること及びその基本的な要件。
- ・ 特定技能所属機関及び育成就労実施者は、キャリアアッププランのイメージをあらかじめ設定し、雇用契約を締結する前に、特定技能外国人及び育成就労外国人に対し書面を交付して説明すること。

（※外食業分野においては特定技能のみ義務付け）

育成・キャリア形成プログラムの基本的な要件

- （1）各レベルの業務内容及び習熟の目安となる年数
・レベルアップするときに必要な経験・実績、資格・検定など
を含む特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとすること。
- （2）特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとすること。
- （3）関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とすること。

【飲食料品製造業分野】 育成・キャリア形成プログラム

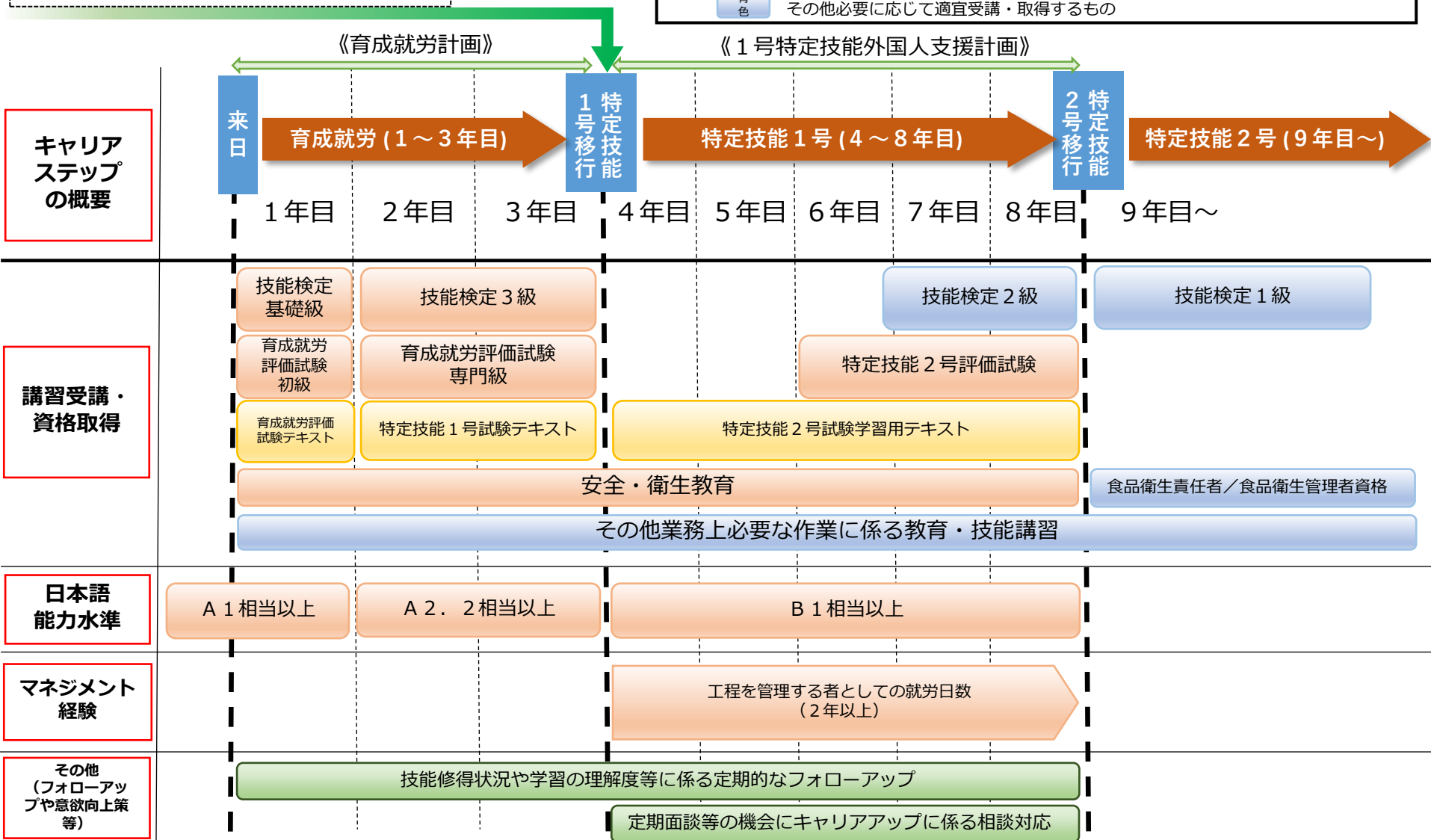
農林水産省

- ・ 留学から特定技能 1 号への移行
- ・ 育成就労を経ずに特定技能 1 号で入国 等

凡例

- 黄色 技能の修得・向上に資するもの
- 赤色 在留資格の移行に係る要件
- 青色 その他必要に応じて適宜受講・取得するもの

緑色 フォローアップや意欲向上策



育成・キャリア形成のイメージ（飲食料品製造業務区分）

農林水産省

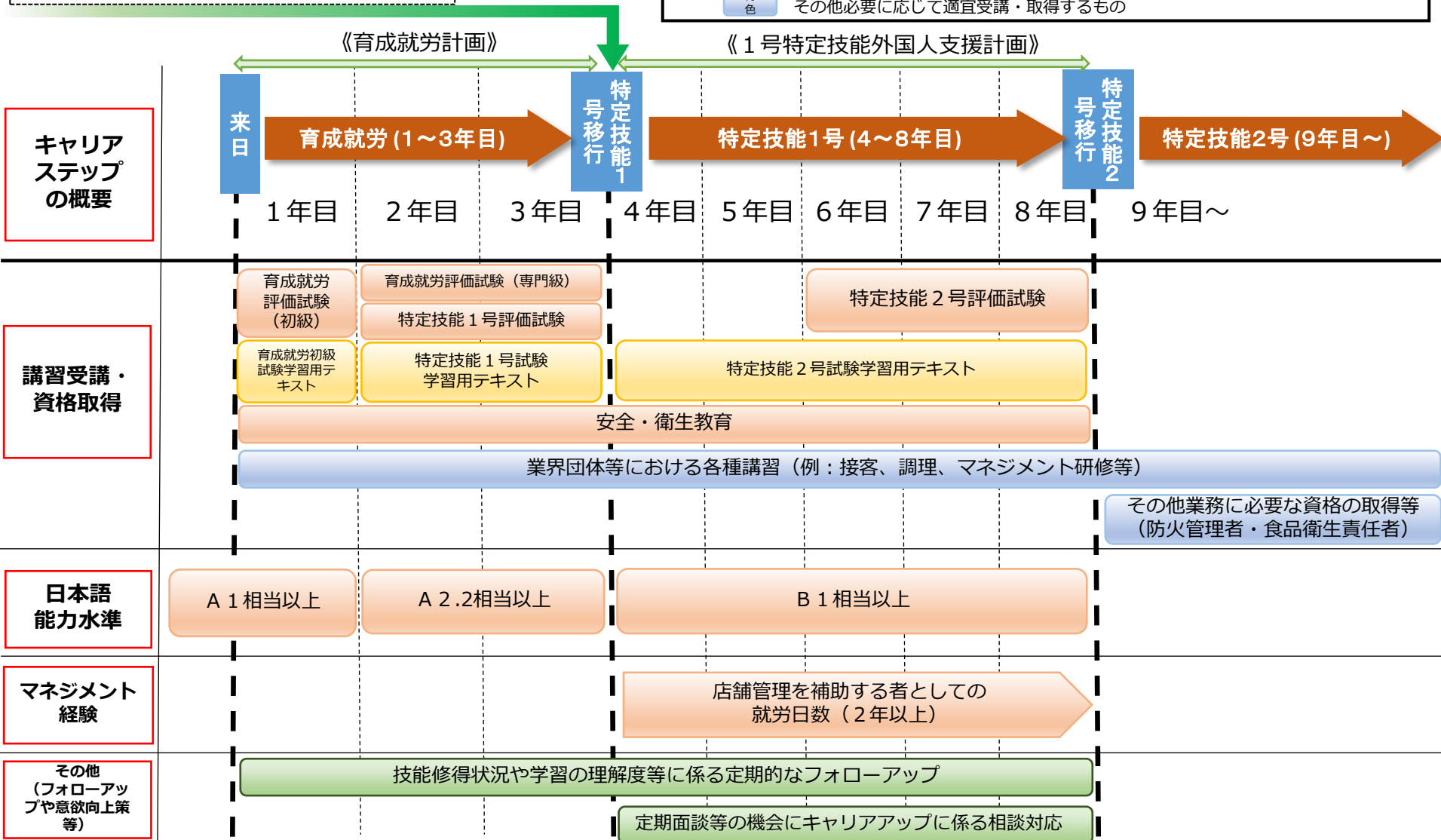
在留資格	目指すレベル (求められる役割・作業)	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力水準	マネジメント経験	その他
育成就労	基礎的な技能を修得し、上長からの指示があれば現場で単独でも働けるようになる。 特定技能 1 号への移行を目指す。	就労中の取組： (1 年目) 技能検定基礎級 育成就労評価試験初級 (3 年目) 技能検定 3 級 育成就労評価試験専門級 ※育成就労初級試験テキスト ※特定技能 1 号試験学習用テキスト	就労開始までに必須： 日本語教育の参照枠 A1 相当以上又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組： 日本語教育の参照枠 A2.2 相当以上	—	
特定技能 1 号	特段の育成・訓練を受けることなく直ちに一定程度の業務を遂行する。 特定技能 2 号への移行を目指す。	就労開始に必須： 技能検定 3 級、育成就労評価試験専門級、または特定技能 1 号評価試験 就労中の取組： 特定技能 2 号評価試験 ※特定技能 2 号学習用テキスト	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠 A2.2 相当以上 就労中の取組：日本語教育の参照枠 B1 相当以上	工程を管理する者としての 就労年数：2 年	労働安全・衛生教育 その他業務に関連する資格の取得（食品衛生責任者：9 年目～）
特定技能 2 号	自らの判断により高度に専門的・技術的な業務を遂行し、又は監督者として業務を統括しつつ、熟練した技能で業務を遂行する。	就労開始に必須： 特定技能 2 号評価試験	就労開始に必須： 日本語教育の参照枠 B1 相当以上	—	

【外食業分野】 育成・キャリア形成プログラム（案）

農林水産省

- ・ 留学から特定技能 1 号への移行
- ・ 育成就労を経ずに特定技能 1 号で入国 等

凡例	黄色	技能の修得・向上に資するもの	緑色	フォローアップや意欲向上策
	赤色	在留資格の移行に係る要件		
	青色	その他必要に応じて適宜受講・取得するもの		



育成・キャリア形成のイメージ（外食業分野）

農林水産省

在留資格	目指すレベル (求められる役割・作業)	必要な技能・知識・資格とそのための研修・講習			
		専門技能	日本語能力 水準	マネジメン ト経験	その他 経験等
育成就労	基礎的な技能を修得し、指導責任者からの指示があれば飲食店等で単独でも働けるようになる。特定技能1号への移行を目指す。	就労中の取組： 育成就労評価試験初級（1年目） 育成就労評価試験専門級（3年目） 特定技能1号評価試験（3年目） ※育成就労初級試験学習用テキスト ※特定技能1号試験学習用テキスト	就労開始までに必須：日本語教育の参照枠A1相当以上又はそれに相当する日本語講習の受講 就労中の取組：日本語教育の参照枠A2.2相当以上	—	その他業務に関連する資格の取得（防火管理者、食品衛生責任者：9年目～）
特定技能1号	特段の育成・訓練を受けることなく直ちに飲食店等で食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理及び給仕に至る一連の業務を遂行する。特定技能2号への移行を目指す。	就労開始に必須： 育成就労評価試験専門級または特定技能1号技能測定試験 就労中の取組： 特定技能2号評価試験 ※特定技能2号試験学習用テキスト	就労開始に必須：日本語教育の参照枠A2.2相当以上 就労中の取組：日本語教育の参照枠B1相当以上	店舗管理を補助する者としての就労日数（2年以上）	
特定技能2号	飲食店等で複数の従業員を指導・監督しつつ、熟練した技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理及び店舗経営の業務を遂行する。	就労開始に必須： 特定技能2号評価試験	就労開始に必須：日本語教育の参照枠B1相当以上		

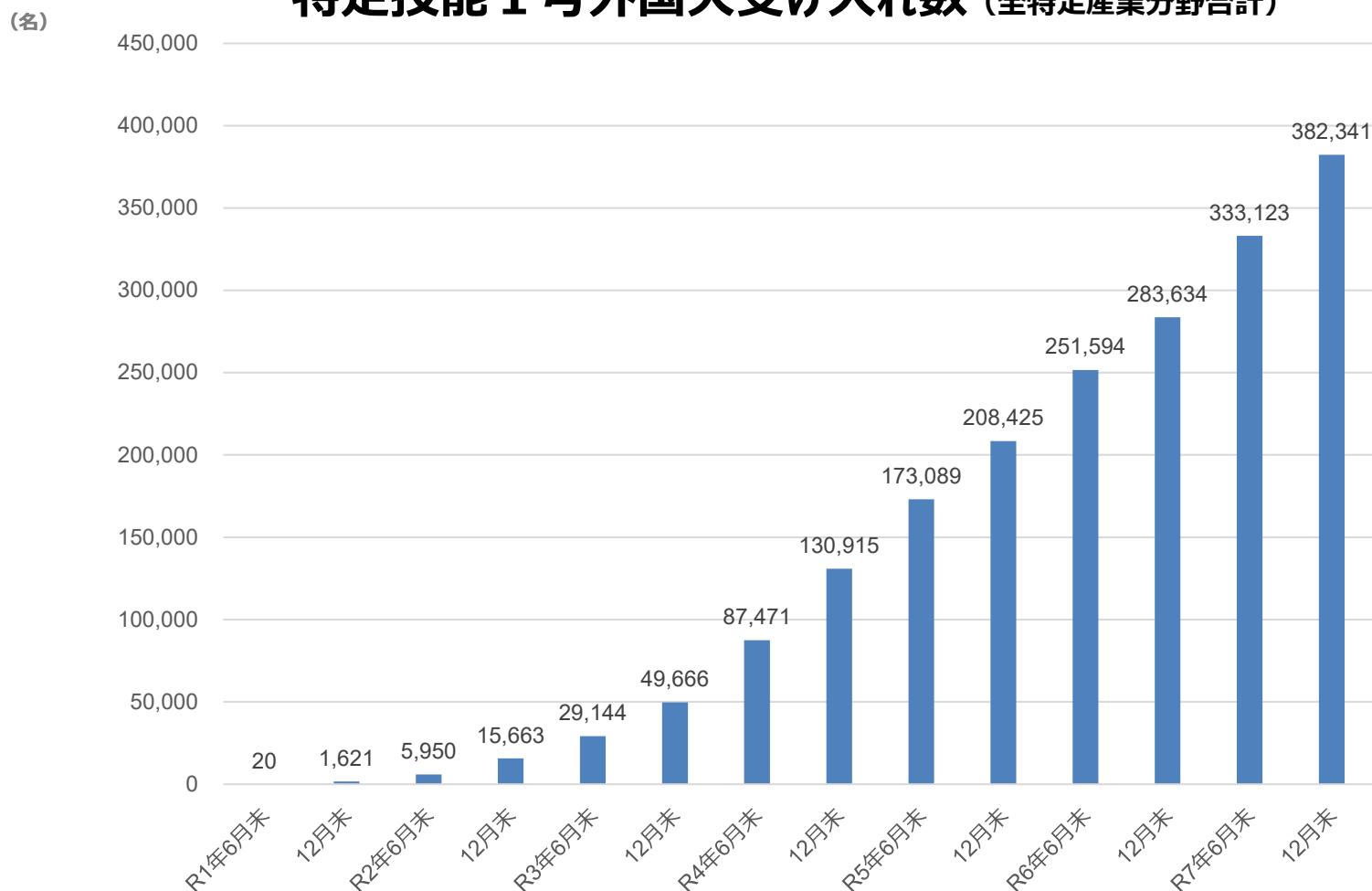
参考資料 1

○食品産業特定技能協議会及び食品産業育成就労協議会運営委員名簿

No.	役職	氏名	所属	役職等	部会
1	会長	河南 健	農林水産省大臣官房	総括審議官	－
2	副会長	高橋 一郎	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部	部長	飲食料品製造業部会長 外食業部会長
3	委員	関村 静雄	農林水産省畜産局	審議官（兼畜産局）	飲食料品製造業部会
4	委員	高橋 広道	水産庁漁政部	部長	飲食料品製造業部会 水産加工分科会長
5	委員	石井 俊道	（一社）外国人食品産業技能評価機構	専務理事	－
6	委員	大角 亨	（一財）食品産業センター	専務理事	飲食料品製造業部会
7	委員	阿部 勲	（一社）日本パン工業会	専務理事	飲食料品製造業部会
8	委員	大隅 和昭	（一社）日本惣菜協会	常務理事	飲食料品製造業部会
9	委員	出倉 功一	（一社）日本冷凍食品協会	専務理事	飲食料品製造業部会
10	委員	吉井 巧	（一社）日本即席食品工業協会	専務理事	飲食料品製造業部会
11	委員	嵯峨 哲夫	（公社）日本べんとう振興協会	専務理事	飲食料品製造業部会
12	委員	鶴見 和良	全日本菓子協会	専務理事	飲食料品製造業部会
13	委員	町田 秀信	日本豆腐協会	専務理事	飲食料品製造業部会
14	委員	真野 康彦	全日本漬物協同組合連合会	専務理事	飲食料品製造業部会
15	委員	武田 淳	（公社）日本缶詰びん詰レトルト食品協会	専務理事	飲食料品製造業部会
16	委員	強谷 雅彦	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事	飲食料品製造業部会
17	委員	伊藤 剛嗣	（一社）日本食鳥協会	専務理事	飲食料品製造業部会
18	委員	種田 典生	全国食肉センター協議会	常務理事	飲食料品製造業部会
19	委員	竹葉 有記	全国水産加工業協同組合連合会	代表理事専務	飲食料品製造業部会
20	委員	松本 洋一	（一社）日本かまぼこ協会	専務理事	飲食料品製造業部会
21	委員	皆川 剛	（一社）日本スーパーマーケット協会	専務理事	飲食料品製造業部会
22	委員	高橋 仁志	（一社）日本フードサービス協会	専務理事	外食業部会
23	委員	山口 宏記	（公社）日本給食サービス協会	専務理事	外食業部会
24	委員	小城 哲郎	全国飲食業生活衛生同業組合連合会	専務理事	外食業部会
25	委員	井上 泰弘	（一社）大阪外食産業協会	業務執行理事 副会長	外食業部会
26	委員	原田 健児	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会	事務局長	外食業部会
27	委員	小嶋 美之	（公社）日本メディカル給食協会	専務理事	外食業部会
28	委員	高橋 英樹	（一社）日本飲食団体連合会	事務局長	外食業部会
29	委員	菱田 泰弘	法務省出入国在留管理庁政策課	課長	－
30	委員	朽谷 貴美	警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官	管理官	－
31	委員	池田 真亮	外務省領事局外国人課	課長	－
32	委員	安藤 英樹	厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課	課長	－
33	委員	根来 恭子	観光庁旅行振興室	参事官	－
34	委員	平岡 宏一	外国人育成就労機構（技能実習機構）	総務部長	－
35	委員	池戸 重信	宮城大学 名誉教授	名誉教授	－
36	委員	樋口 公人	公益社団法人RAiAR（レイア）	代表理事	－
37	委員	入来院 重宏	キリン社会保険労務士事務所	所長	－

特定技能外国人の受入れ状況①

特定技能 1 号外国人受け入れ数（全特定産業分野合計）



特定技能1号外国人数（名）

分野	人数
介護	67,871
ビルクリーニング*	8,395
工業製品製造業	56,736
建設	49,323
造船・船用工業	11,204
自動車整備	4,560
航空	2,260
宿泊	1,968
自動車運送業	151
鉄道	54
農業	37,952
漁業	4,590
飲食料品製造業	93,393
外食業	43,869
林業	0
木材産業	15

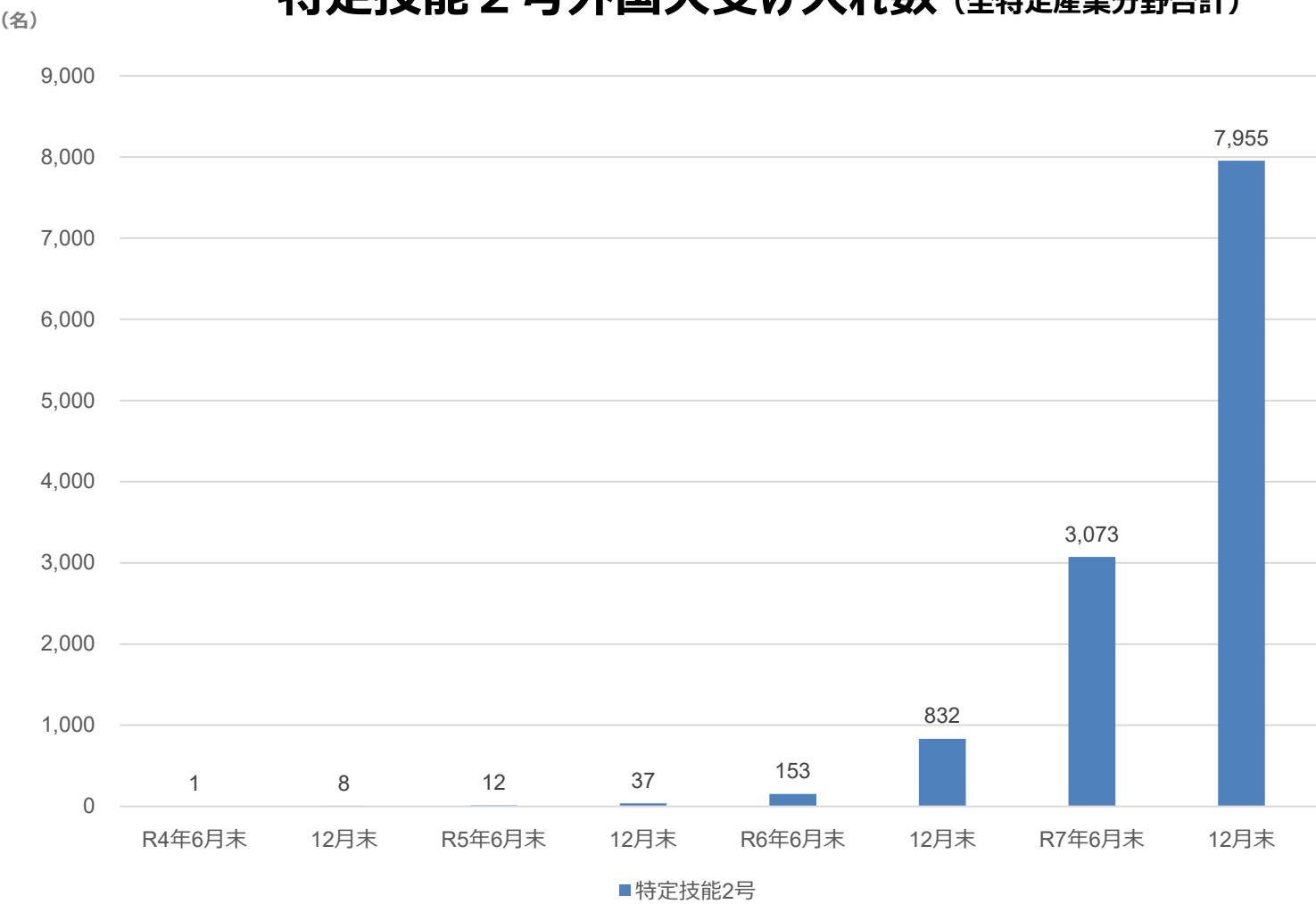
令和7年12月末時点

出入国在留管理庁の資料を基に農林水産省で作成。

特定技能外国人の受入れ状況②



特定技能 2 号外国人受け入れ数（全特定産業分野合計）



特定技能2号外国人数（名）

分野	人数
ビルクリーニング	17
工業製品製造	840
建設	1,799
造船・船用工場	336
自動車整備	320
航空	3
宿泊	30
農業	1,282
漁業	21
飲食料品製造業	2,251
外食業	1,056

令和7年12月末時点

出入国在留管理庁の資料を基に農林水産省で作成。

飲食料品製造業分野及び外食業分野の特定技能外国人受入れ状況

■ 飲食料品製造業分野

令和7年12月末時点、**93,393人**。技能実習からの移行者は52,190名（約56%）。

特定技能外国人受入れ数（飲食料品製造分野）



内訳（国別・ルート別）

国	技能実習	試験
ベトナム	34,629	20,743
インドネシア	4,423	15,170
フィリピン	3,261	508
ミャンマー	1,742	2,997
中国	4,702	912
カンボジア	1,357	294
ネパール	57	155
タイ	1,725	135
スリランカ	191	22
モンゴル	56	30
その他	47	237
合計	52,190	41,203

(名)

■ 外食業分野

令和7年12月末時点、**43,869人**。技能実習からの移行者は1,041名（約2%）。

特定技能外国人受入れ数（外食業分野）



内訳（国別・ルート別）

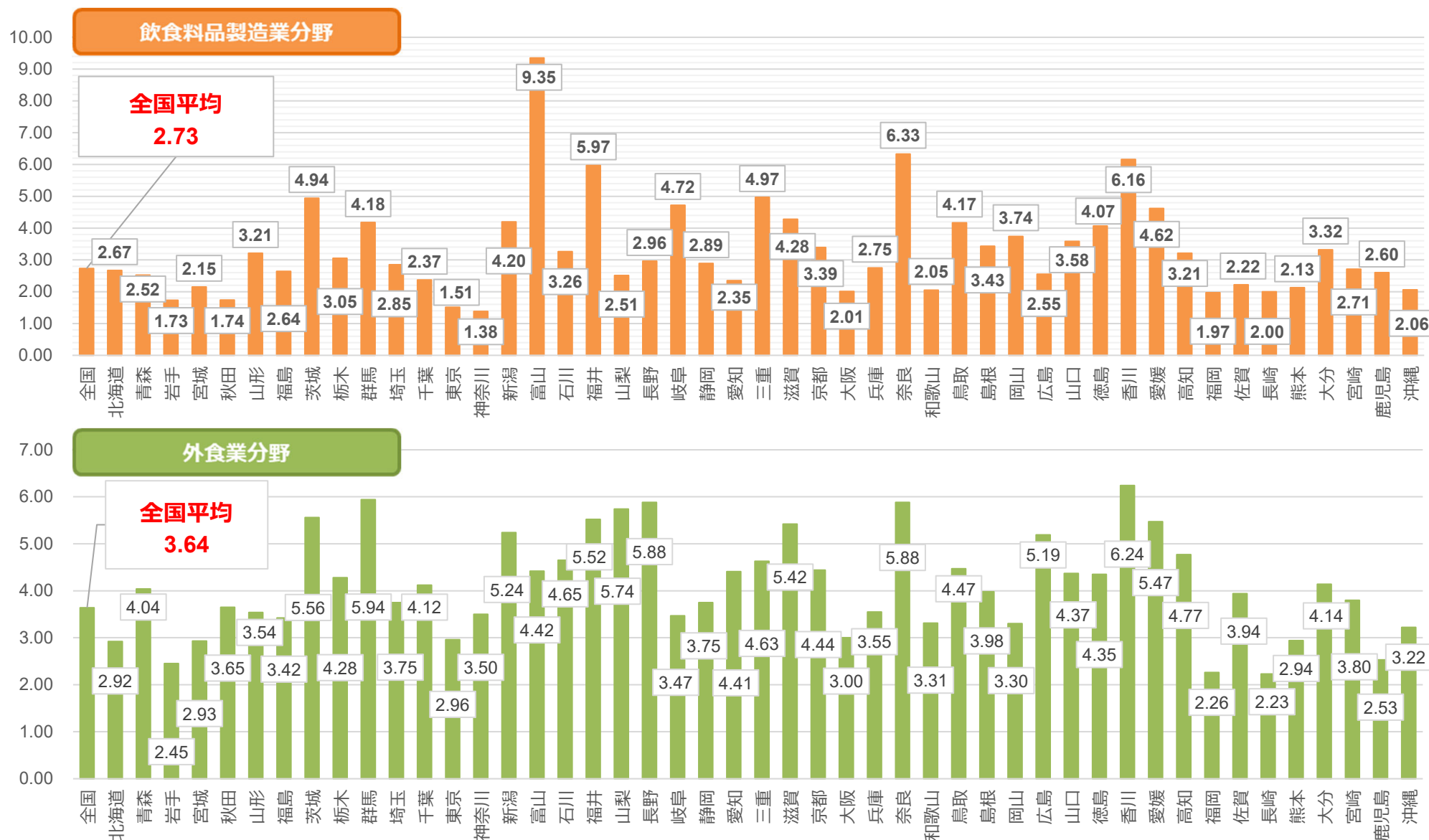
国	技能実習	試験
ベトナム	822	12,801
インドネシア	91	3,430
フィリピン	9	2,270
ミャンマー	67	14,899
中国	17	2,666
カンボジア	6	144
ネパール	9	4,126
タイ	1	236
スリランカ	6	1,279
モンゴル	6	62
その他	7	915
合計	1,041	42,828

(名)

出入国在留管理庁が公表している特定技能在留外国人数を基に農林水産省で作成。
グラフ内の数字には特定技能2号外国人数は含まない（特定技能1号外国人のみの数）。

都道府県別有効求人倍率 2025年10～12月期

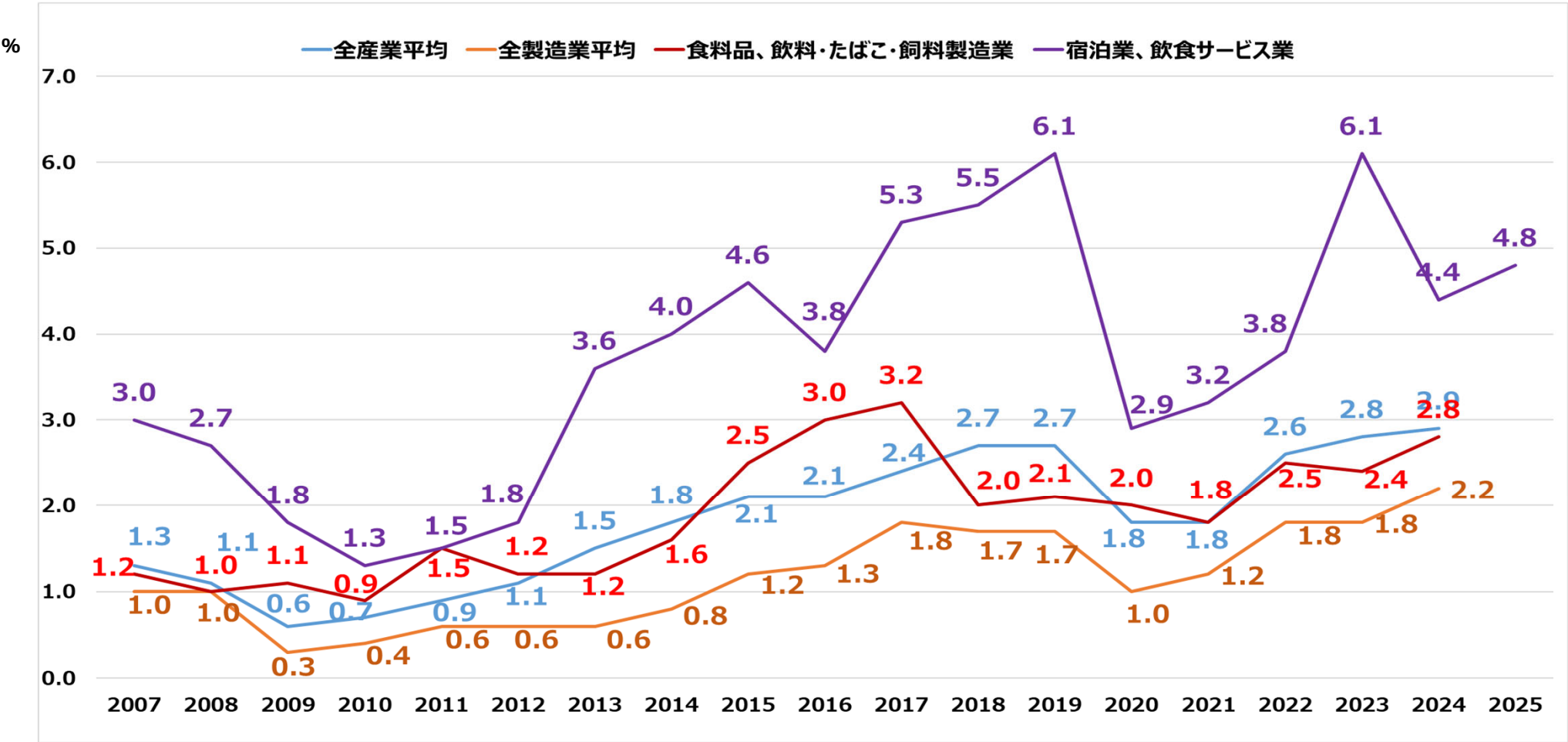
厚生労働省から提供されたデータをもとに農林水産省で作成



※「有効求人倍率」とは、有効求職者数に対する有効求人数の割合で、倍率が1を上回れば求職者の数よりも人を探している企業数が多く、下回れば求職者の数の方が多いことを示す。

雇用動向調査における欠員率の推移

厚生労働省雇用動向調査をもとに農林水産省で作成



	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
全産業平均	1.3	1.1	0.6	0.7	0.9	1.1	1.5	1.8	2.1	2.1	2.4	2.7	2.7	1.8	1.8	2.6	2.8	2.9	2.6
全製造業平均	1.0	1.0	0.3	0.4	0.6	0.6	0.6	0.8	1.2	1.3	1.8	1.7	1.7	1.0	1.2	1.8	1.8	2.2	2.0
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	1.2	1.0	1.1	0.9	1.5	1.2	1.2	1.6	2.5	3.0	3.2	2.0	2.1	2.0	1.8	2.5	2.4	2.8	2.5
宿泊業、飲食サービス業	3.0	2.7	1.8	1.3	1.5	1.8	3.6	4.0	4.6	3.8	5.3	5.5	6.1	2.9	3.2	3.8	6.1	4.4	4.8

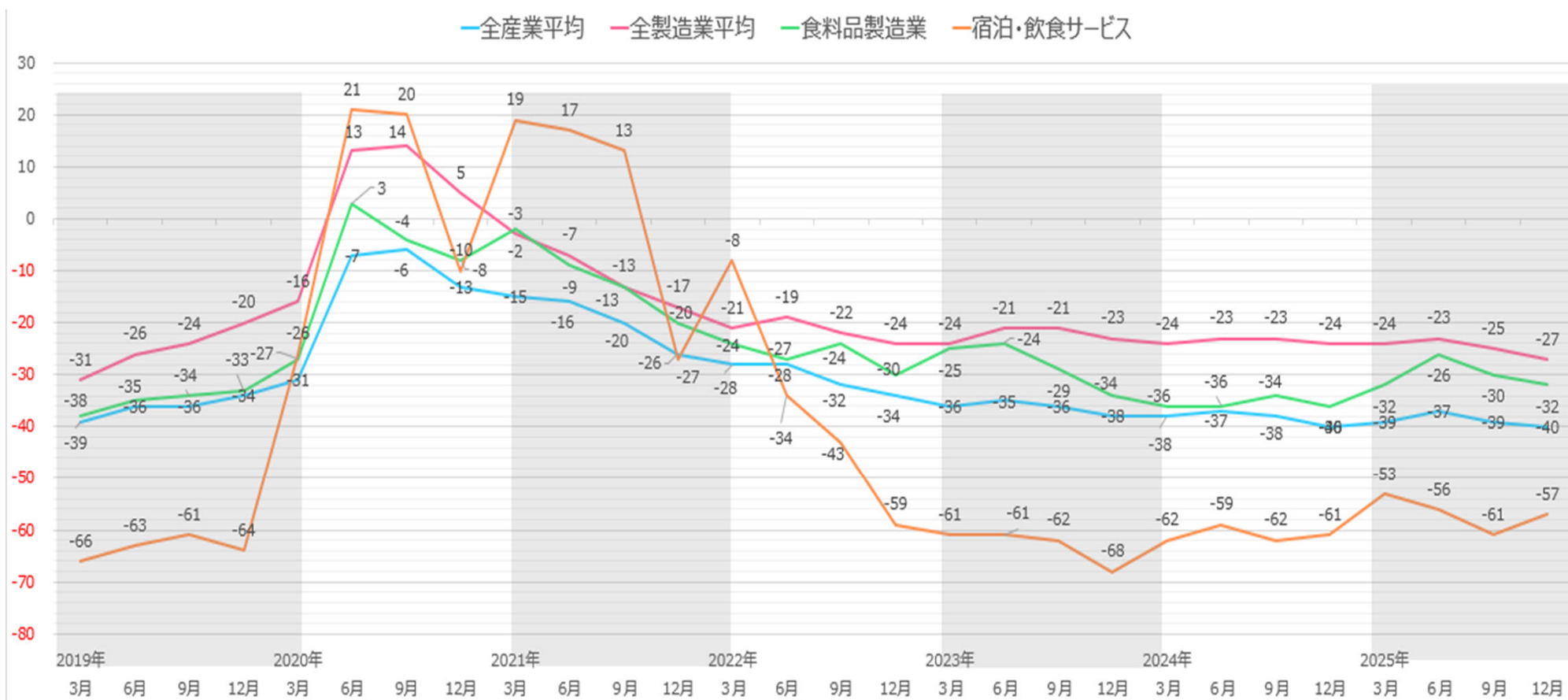
※「欠員率」とは、6月末現在の常用労働者に対する未充足求人数の割合をいう。数字が大きいくほど不足を表す。2025年は1～6月のデータを使用

日銀短観 雇用DIの推移 2019年3月～2025年12月

全国企業短期経済観測調査（短観）（2025年9月調査全容）をもとに農林水産省で作成

中小企業

	2019年				2020年				2021年				2022年				2023年				2024年				2025年			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
全産業平均	-39	-36	-36	-34	-31	-7	-6	-13	-15	-16	-20	-26	-28	-28	-32	-34	-36	-35	-36	-38	-38	-37	-38	-40	-39	-37	-39	-40
全製造業平均	-31	-26	-24	-20	-16	13	14	5	-3	-7	-13	-17	-21	-19	-22	-24	-24	-21	-21	-23	-24	-23	-23	-24	-24	-23	-25	-27
食料品製造業	-38	-35	-34	-33	-27	3	-4	-8	-2	-9	-13	-20	-24	-27	-24	-30	-25	-24	-29	-34	-36	-36	-34	-36	-32	-26	-30	-32
宿泊・飲食サービス	-66	-63	-61	-64	-26	21	20	-10	19	17	13	-27	-8	-34	-43	-59	-61	-61	-62	-68	-62	-59	-62	-61	-53	-56	-61	-57



※雇用判断（DI）とは、雇用人員が「過剰」と答えた企業の割合から、「不足」と答えた企業の割合を引いた指数で、プラス（黒字）は人員の過剰の場合を、またマイナスは不足を表す。